平成２２年（フ）第８０８０号
大阪市北区中津６丁目８番35号
破産者　有限会社エッチアンドティ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８７号
大阪府藤井寺市林６丁目５番４号
破産者　株式会社井之上工業
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９７１号
神戸市長田区大橋町６丁目１番１号アスタプラザウエスト103号
破産者　株式会社ヤマグチ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７５号
神戸市中央区御幸通２丁目１番地の２、商業登記簿上の本店所在地神戸市須磨区白川台５丁目52番地の14
破産者　株式会社アキュラ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５６号
神戸市兵庫区今出在家町２丁目２―18
破産者　松家産業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９９号
兵庫県姫路市大野町41番地１
破産者　株式会社アイリス
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９６４号
北九州市小倉北区堺町２丁目４番26号
破産者　有限会社アートフーズ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５６号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6532番地６
破産者　株式会社ＩＲＩ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９８号
沖縄県浦添市字沢岻462番１　サンハイツ上沢Ｉ101号室
破産者　株式会社メイズ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２０号
沖縄県宮古島市平良字下里932番地
破産者　山里　景宏
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

平成１７年（フ）第４５６号
函館市美原３丁目13番15号
破産者　株式会社ユニークショップつしま
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４１１号
神奈川県座間市四ツ谷259番地の２
破産者　有限会社八千代建工
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６１１号
岐阜市薮田南１丁目７－８　1002号、住民票上の住所岐阜市加野４丁目１番１号
破産者　三木　隆正
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９５号
岐阜市西野町２丁目44番地
破産者　日新建設株式会社
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
岐阜市中473番地47
破産者　川上　一郎
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５６５号
岐阜市正木1177番地の３
破産者　有限会社ツジ建装
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５６６号
岐阜市八代２丁目20番17号
破産者　辻　　良明
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４５２号
静岡県三島市大場83番地の３
破産者　有限会社サロン・ヌヴォ
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本989番地の１
破産者　株式会社伊豆興産
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
愛知県犬山市大字犬山字西古券122番地
破産者　株式会社角八保浦商店
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３６４号
三重県津市美杉町八知6052番地
破産者　中川　廣一
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０１号
三重県松阪市小野江町837番地10
破産者　黒田　　敦
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係